

# 青森県報

号外第四十九号

令和二年  
四月一日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

○青森県景気ウォッチャー調査の実施……………(統計分析課) ……一

## 告 示

### 青森県告示第三百三三号

青森県景気ウォッチャー調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例(平成二十一年三月青森県条例第十二号)第三条の規定により告示する。

令和二年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

#### 一 調査の目的

きめ細かな生活実感のある情報を収集し、県内景気動向判断の基礎資料とするこ  
と。

#### 二 調査対象の範囲

県内に住所を有する事業所の従事者等

#### 三 報告を求め事項及びその基準となる期日

##### 1 報告を求め事項

- (1) 景気の現状に対する判断(水準)
- (2) 三月前と比べた景気の現状に対する判断(方向性)及びその理由
- (3) 三月後の景気の先行きに対する判断(方向性)及びその理由

(4) 新型コロナウイルス感染症拡大による現在の景気への影響に対する判断及びその理由

(5) 新型コロナウイルス感染症による今後の景気への影響に対する判断及びその理由

(6) 消費税増税後から現在までの消費動向の変化に対する判断及びその理由

#### 2 報告を求め事項の基準となる期日

調査票記入日現在

#### 四 報告を求め者

経済活動の動向を敏感に反映する現象を観察できる適当な業種に従事する百名

#### 五 報告を求めため用いる方法

調査票を報告者に郵送又は電子メールで配布し、記入済みの調査票を郵送、F A

X又は電子メールで回収する方法

#### 六 報告を求め期間

毎年一月、四月、七月及び十月(三の1の(4)及び(5)に掲げる事項については令和二年四月、七月及び十月並びに令和三年一月及び四月、同1の(6)に掲げる事項については令和二年四月)において、それぞれ当該月の十五日まで

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円